

（宛先）高槻市長

所在地
申請者 法人名
（学童保育室名）
代表者職氏名
生年月日 年 月 日 生

要件確認申立書

高槻市補助金交付規則（昭和40年2月22日高槻市規則第290号。）第3条及び高槻市民間学童保育室運営事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項に基づき、補助金の交付申請を行うにあたり、私は、要綱第4条第1項各号のいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨届出るとともに、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市が求める必要な情報及び資料（法人の役員名簿等）を遅延なく提出するとともに、高槻市において当該資料等を大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴く事に同意します。

また、該当することが判明した場合は、要綱第22条に基づき、補助金の交付を取消されること、及び要綱第23条及び第24条に基づき、補助金の返還が必要であることを確認いたしました。

記

【要綱第4条第1項各号】

第1号 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。

第2号 暴力団員

暴対法第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。

第3号 暴力団密接関係者

大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。

※ 大阪府暴力団排除条例第2条第4号一裏面のとおり

○ 大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条

条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者。
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者。
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうち暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所、その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者。
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者。
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者。
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他契約を締結した事業者。